

平成25年度第2回芦屋市自転車駐車場指定管理者選定委員会 会議要旨

日 時	平成25年10月4日（金）17:00～19:00
場 所	北館2階会議室3
出席者	委員長 朝沼 晃 副委員長 三谷哲雄 委 員 遠藤尚秀 委 員 高原利栄子 委 員 中野正勝 事務局 宮崎技監 北田都市建設部長 下岡都市建設部総務課長 中川都市建設部総務課主事 米原企画部長 宮崎行政経営課長
会議の公表	■ 非公開 □ 一部公開 会議の冒頭に諮り、出席者5人中5人の賛成多数により決定した。 [芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要] <非公開とした場合の理由> 審議の内容に配点等の詳細に関する審議と法人情報が含まれているため、非公開とする。
傍聴者数	0人

1 会議の成立

委員定数5人中、5人の委員が出席しており、芦屋市指定管理者選定委員会規則第3条第2項により会議は成立した。

2 指摘事項の確認について

（事務局下岡） 芦屋川沿いの特別景観地区、それ以外を景観地区に指定されていることを踏まえて管理体制にどう反映させていくのかということ、運営の取組みとして、マナー啓発を積極的に行っていることに対する評価をどうするのか、今の指定管理者の前に大規模修繕費の扱いをどうしていたのかとご質問がありましたので回答します。

前回は自転車駐車場整備センターが管理をしており、指定管理に移行するという話が出た時に、阪神芦屋駅南の残った償還金を新たな指定管理に負担させ、370 数万円をこの5年間で均等に負担させておりました。したがって大規模修繕費について、今の指定管理より以前はこの扱いは無かったということでございます。

芦屋川の特別景観地区に関しては、基本方針の中に、「芦屋市では芦屋川沿いの区域を芦屋川特別景観地区、それ以外の行政区域を芦屋景観地区に指定しており、景観の維持に向けた管理を行っていただくとともに」というのをここで追加しております。

また、マナー啓発については、不法行為やマナー啓発の取組みの中に、「自転車等のマナー向上や交通ルールの遵守に向けた提案が示されているか」を追加しました。前回の選定委員会の時には不確定な状態でしたが、その後新たな駐輪場の増設が決まったためJR芦屋駅南駐輪場の7・8・9、の3カ所が追加となりました。

3 審議内容

(朝沼委員長) 現在応募が6社あり、一次審査を行い、そして数社に絞り込んで面接をするかどうかということだが、何かご意見はありますか。

(事務局下岡) 今回応募があった6社については、欠格事項に該当する法人は無く、前回の選定を踏まえ、まず財務状況に不安のある業者、管理運営計画、それから市への貢献度、新たな提案がどれほど出ているかということで、審査していただきたいと思います。

(朝沼委員長) 事務局の方から考えが示された訳だが、何か意見はありませんか。

(遠藤委員) 直接的には財務分析を行い、その数字が正しいかというのものもあるが、この事業の性質から言って6社も応募があった。具体的に言うと、業務推進能力の事例で実際に他の自治体の指定管理を請け負っている業者が多いと思います。積極的な表からの分析ではなく、裏からの分析というか、他団体もやっているということは、たぶん何かあったら排除していると思われるので形式的な違反というのがあがっていなければ、2次選考のほうに全部あげたほうがいいのではないか。

(事務局宮崎) 6社について、指定管理の状況を調べたところ、駐車場もしくは駐輪場で、神戸市・大阪市・京都市でほとんど選定されている。現状で指定管理を行っているということは、実績のある業者であり、6社ともすべて実績があるという形になっています。

(遠藤委員) 足りきりをするほどの法人はないと思われます。

(朝沼委員長) すべて実績のある法人ばかりということは、書類審査で何社かに絞り込むのは困難であるため、6社すべて面接審査を行うということではよろしいでしょうか。

(全員) はい。

(朝沼委員長) 次に、最低基準を設けるのか設けないのか、設けるとするならば、どれくらいの数値にするのか検討頂きたいと思います。事務局の方でご意向なり、基準点の設け方等について何かありますか。

(事務局米原) 指定管理として任せられるという基準は7割をクリアして頂くというのが一般的には納得して頂ける基準ではないかと考えております。同じく次点も含めて決めて頂けたらと事務局としては考えております。それに際して採点しやすい方法ということ、前回事務局の方から提示しました点数の付け方というところ、あるいはお一人、持ち点というところも含めて今回採点しやすい方法で見直して頂けたらと思います。例えば今、一項目5点の配点となっているが、配点を10点、合計点数を200点、委員5人で1000点満点にして、基準を700点にするのが採点して頂きやすいのかなと考えています。

(朝沼委員長) 今、事務局の方からのお考えも聞きましたが、各委員の方で何かご意見はございませんでしょうか。

(遠藤委員) 今の事務局の意見を踏まえると、100点分母でなくて200点分母であれば、5点配点が10点配点に自動的になる。普通が3点となっているが、これが倍で6点になり、普通に付けると、200点満点の6割、120点になってしまい基準点に達しなくなってしまう。

(朝沼委員長) では、現在5点満点となっており、“やや劣っている”が1点になっている。これを2点にして、“劣っている”という項目を作り、1点にして、そして、あとこれを倍にして10点満点でいくのはどうか。

(中野委員) 今、市の施設において何件か指定管理で運営されていると思うが、10点が主流になっているのか、それとも今5点配点となっているが市として統一見解はないのか。

(事務局宮崎) 委員が5名おられるので、200点で合計1000点というのが分かりやすい。

(事務局米原) 指定管理者として任せていい基準というのを設けるべきではないかという議論の際、7割というのが及第点じゃないかというご意見を頂いておる関係で、5段階だとなかなか7割という採点がしにくい、あるいは今回のように6社という応募があった場合、差もつけないといけない。2点間隔でつけるよりもやはり1点間隔でつけて頂いたほうが、相対的に採点しやすいのではないかと考えている。

(朝沼委員長) 相対的なものだから、一番高得点を取った法人を推薦するということになると思うが、一番良い評価だった法人は、今までは7割を超えている。ところが次点がケースによってトップと開きがあって、7割に達しない次点者が出てきた場合にどうするのか。これまでは次点であれば指定管理はもうやらざるをえないという前提で我々も理解していましたので、次点候補者として7割に達しない法人も提示している。自転車駐車場に関しては、次点候補者も7割に達していたと思います。

(事務局宮崎) 一位が7割を下回っていることはなかったと思います。

(朝沼委員長) なかったですね。ただやはり委員の中で非常に厳しく見られる方はもうかなり厳しく、最高点でも7割切るということもあります。委員会全体として7割に満たない法人を推薦せざるを得ないというような事態もあり得ますので、理解してもらいにくい部分もあるかもしれない。

(事務局米原) それでは5段階とか10段階というよりも、この項目に関しては、合格という法人には7割を意識して頂きながら、採点して頂くという基準にして頂けたらと思っておりましていかがでしょうか。

(朝沼委員長) そうですね、7割という基準はいいと思いますが、5点配点を10点配点にするかどうか。5段階にすると、“非常に良い”“良い”“普通”“やや劣っている”“劣っている”というぐらいのレベルなら表現できるが、10段階にすると表現が難しい。

(高原委員) “普通”でそのままつけると6点になるので、全部それをつけても7割を切る事になりますよね。

(中野委員) 10点配点にして、ひとつの項目の2点の中でグラデーションをつけるといいますか、“非常に良い”に近い側の良いと、“普通”に近い側の“良い”という段階ができると思う。

(遠藤委員) 8割はいつてないと思うと、5段階で3点に集約してしまい平均で7割に達しない。10段階にして7点があると採点しやすくなるのでないか。

(高原委員) 2点間隔を細分化したと思えば、その方が点差といいますか、どちらかに極端に振れるということはないと思います。

(朝沼委員長) このような意見が出ておりますが三谷委員、いかがですか。

(三谷副委員長) 通してもいいなというのはともかく7点をつけ、そこから4段階分ぐらい上下差をつけられる領域があり。通すには難しいけれども、他の所で頑張って貰えるならば、6点、5点辺りをつける、それ以下をつけると。あとはそれを更にグラデーションしてつけると。7点6点の境目を一つの基準にして、通していいのか合格か不合格か、その中で領域をつけると明確な言葉で表現することが必要ではないと考える。

(朝沼委員長・高原委員) そうですね。

(三谷副委員長) 合格ラインをとにかく7点にして、その合格ラインの中でどのレベルかというのを点数化する。基準としては10点満点でつけるということと、6点、7点で合格ラインを決め、あとはそれぞれの判断に任せるのが分かりやすいのではないか。

(高原委員) 5段階ですと7割は3.5になるので採点しづらくなってしまいます。

(朝沼委員長) 3.5ですからね。そういう観点から10段階にして“非常に良い”と思えば9点か10点、それから“良い”と思えば7点と8点、7点が基本的な最低合格

ラインと。“良い”の中の下の方ですね。それであと“普通”以下を振り分けるということでよろしいでしょうか。

(全員) はい。

(朝沼委員長) では、事務局のほうで修正をお願いします。

(事務局下岡) わかりました。

(事務局下岡) 採点に関連しまして、事業費(積立金)に関して採点も5点満点にしています。10点満点にすると中間の点数がつけられないのですが、よろしいでしょうか。

(朝沼委員長) では、審査要領の5の評点の付け方について、それぞれの金額に対応する点数は、中間点というのがなく、5点、4点、2点、1点、0点となっていますが、これを2倍にするということよろしいですか。

(全員) はい。

(朝沼委員長) 他に質問等ございませんでしょうか。

(三谷副委員長) 同点になった場合どうするのか。その時にどう処理するのかを決めておく必要がある。

(朝沼委員長) 同点ということもあると思いますが、これについて何かご意見ありませんか。

(遠藤委員) 色々考え方はあるが、芦屋市として自転車をどう扱うかという意味から、特に重視すべき項目に重点を置いて、もう一度点数をつけなおすという方法もひとつある。芦屋市としての考え方をそこに盛り込むということですね。

(事務局米原) もしくは、この項目の高い方というのを優先順位でいくつか項目を決めておくという事も考えられる。

(高原委員) 今の意見を踏まえ、各項目の配点を見ると1番から5番まで30点、40点、40点、40点というような形で差はつけていて、結局5番の最後のところが50点となっているので、この項目を重点に置くというのはいかがでしょうか。

(遠藤委員) となると、その5番目の項目で上下をつけると。

(高原委員) 5番の項目で判断をするということです。

(朝沼委員長) いかがですか。特に高原委員のご意見に意義のある方はどうぞおっしゃってください。

(遠藤委員) 意義はないが、そういう考え方と、例えば同点の内訳が大きな項目5つあった中で、市としては5を重視しているというのは認めるが、5つの項目の中で市が重視する項目の得点は高いが、他の項目で低い点になるということも考えられる。

(朝沼委員長) どの項目の得点によって優劣をつけるかというのは難しい問題だと思います。だから一つの考え方は、今までやる採点は、最高得点と最低点を付けた人をカットせずにトータルで点数を付けています。ですから、もしできるのであれば、絞られたれた2法人について、5人の委員の中の最高点を付けた人と最低点を付けた人はずして、残り3人の点数だけで判断するというやり方もあるがどうか。

(遠藤委員) そのようなやり方も考えられる。

(高原委員) でも本当にその方が平準化されると思いますので、やはり最高点・最低点を除いてというのがいいかもしれないですね。

(朝沼委員長) それが公平なのかもしれないし、説明もしやすい。やはり対外的にも説明するのになぜ最終決めたかという時に、点数をベースにおいて、最初の選定はトータルでいきますと。同点になった場合は、最高点と最低点をカットして、「残りの3委員の得点で決めました」と言う方が説明しやすいと思います。

(高原委員) 2回選抜していますしね。

(朝沼委員長) そうですね。色々な意見、考え方がありますがどれもどうでしょうか。

(高原委員) 確かに遠藤先生がおっしゃるように、やはり配点だけの面で考えますとコストが低ければそれでいいのかと判断になってしまいますので、維持管理であるとか自主事業のことなどを提案して頂いている部分がまったく評価されないというのもやはり問題だと思いますし、それを考えますと朝沼先生おっしゃったような、最高最低を除いてもう一度採点してみるというのもいいかと思えます。

(朝沼委員長) では整理します。基本的な採点はもちろんトータル、総合得点で出すと。同点になった場合は、最高点を付けた方と最低点をカットして、残りの3人の委員の得点で候補者を決定することでよろしいでしょうか。

(全員) はい。

(三谷副委員長) そうはならないと思いますが、全法人が7割に満たなかった場合、どういう形で選定していくことになるのでしょうか。

(朝沼委員長) 何らかの対応は必要であり、各委員の評価の低かった項目を整理しなおして、改善される、或いはもっと工夫されるということを条件に選定するというものでどうでしょうか。

(遠藤委員) 総合得点にはもちろんそれが言えるが、個々の得点を見た場合にでも7割を越えているけれども、個々だと6割いかないものがあるとなった時にそのまま放置していいのか疑問が残る。

(事務局米原) 意見としてこういうことを今後、要望していった方がいいというようなことは出して頂いた方がいいかと思えます。

(朝沼委員長) それはそうですよね。

(事務局米原) 700点に満たない場合も、基準点に近い場合と500点を満たないような場合とあるかと思えます。委員の方にご採点頂く時に、500点に満たない法人にもかかわらず、指定管理者として何が何でも選定して下さいと言うことは困難である。

(朝沼委員長) わかりました。